令和　　年　　月　　日

西宮市長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（事業者）

住所

氏名

埋蔵文化財推定地における予備調査の実施等取扱いの協議について

埋蔵文化財推定地において、土木工事等のため発掘を実施したいので、西宮市文化財保護条例第26条第1項の規定により、下記のとおり協議します。

記

1. 所在地

西宮市

埋蔵文化財推定地名称：□西宮町遺跡群推定地　　　□六湛寺跡

□津門遺跡群推定地　　　　□生瀬宿跡

1. 工事等の目的

道路　　鉄道　　空港　　河川　　港湾　　ダム　　学校建設　　住宅　　個人住宅　　工場

店舗　　個人住宅兼店舗　　その他建物　　宅地造成　　区画整理　　公園造成　　ゴルフ場

観光開発　　水道　　ガス　　電気　　農業基盤整備　　農業関連　　土砂採取

その他開発（　　　　　　　）

1. 土地の面積

　　㎡

1. 土地の所有者

住所：

氏名：

1. 予備調査実施の有無

□予備調査の実施について協力します。

□予備調査の実施について協力しません。ただし、工事中に埋蔵文化財を発見した場合には、直

ちに工事を中止し、文化財保護法第96条（第97条）に基づく届出を遅滞なくおこないます。

６．担当者連絡先

住所：

氏名：

電話番号：　　　　　　　　　　　　　FAX：

以上

（添付書類）

* 位置図（1/2,500程度）　□土木工事等の内容がわかる各種図面　□委任状（代理人が協議する場合）

〈協議書の作成にあたって〉

1. 埋蔵文化財推定地における予備調査の実施等取扱いに関する協議について

埋蔵文化財推定地とは、未知の埋蔵文化財が発見される可能性の高い土地のことをいいます。埋蔵文化財推定地内で掘削を伴う行為（土木工事等）を行う場合は、西宮市文化財保護条例第26条第１項にもとづき西宮市文化財課と埋蔵文化財の取扱い（予備調査実施の有無）について協議が必要となります。

土木工事等の際に埋蔵文化財を発見した場合、事業者は文化財保護法第96条（第97条）にもとづき、直ちに工事等を中止し、届出を行う必要があります。こうした埋蔵文化財の不時発見を未然に防ぐため、可能な限り予備調査の実施にご協力をお願いいたします。

1. 予備調査（試掘調査）について

予備調査（試掘調査）は、事業地の地中に未知の埋蔵文化財が存在するかどうかを調べる調査です。事業地内を部分的に掘削し、地中の状況を調査します。

主な実施方法として、西宮市が主体となって実施する方法と、事業者様が主体となって実施する方法があります。前者は、調査経費を西宮市が負担しますが、スケジュール調整が必要となります。後者は、事業者様等による既存建物の解体時において西宮市の専門職員が立会を行う等の方法があります。予備調査（試掘調査）の実施方法等については別途協議となります。

予備調査（試掘調査）の結果、埋蔵文化財が確認されなかった場合は、すみやかに土木工事等に着手していただけます。

予備調査（試掘調査）の結果、埋蔵文化財が確認された場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地内における開発事業と同様に、文化財保護法第93条（第94条）にもとづく届出等の手続きが必要となります。

1. 協議書の作成について

指定の様式に必要事項を記入し作成してください。各選択項目については、該当するものにチェックまたは実線で囲ってください。

協議者の印は不要です。

様式下部に記載の添付書類をご用意ください。協議者の代理人が書類を提出等する場合は委任状を添付してください（様式自由）。

予備調査（試掘調査）にご協力いただける場合は、あわせて「埋蔵文化財調査承諾書」もご用意ください。

1. 提出方法等について

提出方法：文化財課窓口、もしくは郵送で提出

提出先：文化財課窓口（〒662-0944　兵庫県西宮市川添町15番26号）

電話番号：0798−33−2074

第　　　　　号

年　　月　　日

西宮市長　　様

（土地所有者）

住　　所

氏名　等

電話番号

埋蔵文化財調査承諾書

下記所有地の埋蔵文化財調査を承諾します。

なお、発掘調査による出土品および表面採集した文化財について、その権利を放棄し、活用については貴殿に一任します。

記

１　発掘調査予定地の所在地

西宮市

２　発掘調査の予定面積

㎡

以　上